

様式第2号(第6条関係)

承 諾 書

年 月 日

三宅町長 様

住所

利用者 氏名

電話

緊急通報装置を利用するにあたり、下記事項を承諾します。

1. 個人情報を含む本申請の内容及び搬送先などの状況を町、関係機関及び受託事業者へ情報共有すること。
2. 緊急通報を発生し、確認電話に回答しない場合は、協力員・関係機関が住宅内に立ち入り、状況確認や救助活動を行う場合があること。
3. 緊急時に協力員・関係機関が住宅内に立ち入る際、必要かつ、やむを得ない行為により住宅等の一部に生じた損害については、協力員・関係機関はその損害の責めを負わないこと。
4. 緊急通報装置一式を適切な管理の下に使用し、他の目的には使用しないこと。また装置一式を破損、紛失等をした場合は、速やかに町長に届け出の上、弁償すること。
5. 緊急通報装置を利用するにあたり、その可否の決定のため、住民基本台帳を閲覧すること。
6. 緊急通報装置を利用するにあたり、その可否の決定のため、要介護認定の情報、障害福祉サービス等の情報について照会すること。
7. 緊急通報装置及びその他機器を設置する際、住宅にビス穴等、壁に穴が開くことを了承すること。  
なお、撤去時の原状回復について、町及び受託事業者へ責めを一切請求しないこと。
8. 固定型緊急通報装置の利用を希望する場合は、原則通信回線はNTTアナログ回線に接続すること。また、その他の通信回線については、停電時通信回線が不通信になり、固定型緊急通報装置から通報ができなくなることにより了承すること。
9. 緊急通報装置を貸与するにあたり、転出、死亡、施設入所等により貸与の要件に該当しなくなった場合や緊急通報装置をその目的に反し使用し、譲渡、交換、貸与又は担保に供した場合は、ただちに利用資格が喪失すること。また町が指定する期日までに緊急通報装置を返還すること。
10. 固定型緊急通報装置を利用する場合は、月額150円の使用料を支払うこと。
11. 携帯型緊急通報装置を利用する場合は、月額200円の使用料を支払うこと。
12. 携帯型緊急通報装置を利用する場合は、設置時に通報テストを行い、自宅敷地内の利用できる場所のみで利用すること。また、通信会社の通信障害等で利用できない場合があることを了承すること。
13. 上記に定めのない事項について疑義が生じたときは、速やかに町長へ届け出ること。